

暴風警報発令に伴う臨時休業の取り扱いについて(生徒用)

県立名護商工高等学校

(1) 臨時休業を行う場合

- ① 学校が所在する地域に「暴風警報」が発令されたとき、又は継続して発令がなされているとき。
- ② 路線バスが運行停止中（テレビ・ラジオ・ネット等で確認して下さい）
- ③ 学校長が、臨時休業の措置をとったとき。

※警報発令前でも、安全確保のため臨時休校となる場合があります。この場合は、教育庁がマスコミを通して緊急連絡を行いますので、マスコミ各社の報道を確認して下さい。

(2) 暴風警報が解除された場合

- ① 暴風警報の解除が午前6時までに行われ、且つ路線バスが運行を開始した場合
⇒ 平常通りの授業を行います。
※弁当販売は行いませんので昼食の準備は各自で行って下さい。
- ② 暴風警報の解除が、正午（12時）までに行われ、且つ路線バスが運行を開始した場合
⇒ 14：00までに登校して下さい。
※通学路や自宅周辺で、河川の氾濫、道路決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等の恐れがある場合は、安全を最優先して下さい。
- ③ 暴風警報の解除が、正午（12時）以降に行われた場合
⇒ 引き続き、「臨時休校」とします。

(3) 登校時の安全確保について

暴風警報解除後に登校となった場合でも、居住する地域や通学路の状況（たとえば河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊等）により、登校中の安全が確保されないと生徒及びその保護者が判断する場合は、登校せずに自宅待機もしくは避難等により安全を確保すること。また、安全確保後、速やかに学校へ連絡すること。

(4) 遅刻・欠席の取り扱いについて

原則として、指定の登校時間までに登校しなかった場合、遅刻・欠席となります。ただし、上記（3）により登校が困難であった生徒については、その状況の程度等を考慮して、遅刻や欠席を取り消すかどうか判断して決定します。

(5) その他警報に伴う臨時休業の取り扱いについて

「津波警報」、「大雨警報」、又は「洪水警報」が発令され、通学路の状況により、生徒の安全確保を図る必要があるとき。